

平成29年6月30日

港湾局総務課

南沙港からの貨物の取扱施設にかかる「ヒアリ」対策について

6月18日に神戸港で特定外来生物「ヒアリ」が確認されたことに続き、本日、名古屋港においてもヒアリが確認されたことを受け、国土交通省は、全国の主要な港湾の港湾管理者に対し、ヒアリ対策を文書で要請しました。

6月18日に神戸港でヒアリが確認されたことに続き、6月27日に名古屋港においてもヒアリらしきものが発見され、同定を行ったところ、本日、ヒアリと確認されました。いずれも、中国・広東省の南沙港で積み込まれたコンテナに付着していたものです。

これを受け、国土交通省港湾局から、全国の主要な港湾の港湾管理者あてに以下のヒアリ対策を要請しました。

なお、今後にも必要に応じて、環境省と連携して適切に対応することとしています。

【対策】

- 南沙港で積み込まれたコンテナ貨物を取り扱う場合には、ヒアリに十分注意を払うとともに、今後もヒアリと思われる個体が発見された場合には、当該港湾の所在する地域を管轄する地方環境事務所及び地方整備局等に直ちに連絡するなど、適切な対応をとること。
- 特に、南沙港からのコンテナの定期輸送サービスが行われている港湾(22港[※])においては、地方環境事務所と調整の上、当該コンテナを取り扱う区域等にベイト剤(殺虫餌)の設置を行う等、適切な対策をとること。

※苦小牧港、仙台塩釜港、東京港、横浜港、清水港、御前崎港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、福山港、広島港、岩国港、徳山下松港、宇部港、北九州港、博多港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、那覇港

【問い合わせ先】港湾局総務課 担当：山崎、^{くわばら}葉原

電話：03-5253-8111（内線 46162、46163）

：03-5253-8662（直通）

F A X：03-5253-1648